

令和3年度 第9回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和3年12月24日(金) 午後4時00分～午後5時00分						
招集の場所	役場本庁3階 大会議室						
出席委員 14名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出	
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 0名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	14	浜田 暁		1	和喜田 重則		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 5名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	中西 一夫		推進委員	岡原智恵子		
	推進委員	小川 博之		推進委員	山本 哲也		
	推進委員	和泉 壽男					
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子		
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>						

令和 3 年度第 9 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和 3 年度愛南町農業委員会第 9 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 14 番、浜田 暁委員と 1 番、和喜田 重則委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 30 番、中川の 2 筆、地目・面積は田・456 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 62.3aでございます。</p> <p>受付番号 31 番、広見の 2 筆、地目・面積は畑・1,337 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 73.4aでございます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。30 番お願い致します。</p>
委員	<p>中川の精米機の反対側です。新国道と旧国道の交差したところの新国道の北側、下になります。以前野菜を作っていた方が亡くなられて、引き受け手がないということで、耕作放棄状態になっております。1 畝と 3 畝の小さいとこ</p>

	<p>ろです。所有者は、松山在住でこちらにおられないので、譲受人に無償移転するので荒らさないようにしてほしいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>31 番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人はUターンして帰ってこられたのですが、最近体調を壊されて、農作業はもうできないということです。譲受人は、2 年くらい前に就農されたのですが、お父さんの代からという熱心な専業農家で、今は息子さんと一緒に農業をなさっています。付近にも耕作地があるので、この人に任せるということでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきま</p>

	<p>すようお願い致します。</p> <p>受付番号 7 番、御荘平山、地目・面積は、畑・316 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくようお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。7 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、御荘診療所から 50mほど下ったところにあります。現在は河内晩柑を栽培しています。申請人は、申請地から 500mほど離れた海沿いに住んでいますが、住宅が築 50 年以上でシロアリ等の影響で床が落ちるなどして、非常に住みづらい状況。また、場所が海沿いということで、津波のことも考えて高いところに住宅を建てて住みたいと考えて、今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくようお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 20 番、御荘平山、地目・面積は田・497 m²でございます。転用目</p>

	<p>的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>受付番号21番、増田、地目・面積は畑・100㎡でございます。転用目的は倉庫・納屋でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号22番、広見、地目・面積は田・396㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>受付番号23番、満倉、地目・面積は畑・547㎡でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上4件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思ひます。20番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は、国道を宇和島方面に向かい、菊川の八百坂峠の手前を右折し300mほどいった農業用倉庫の隣になります。譲受人は、現在アパートに住んでいますが、お子さんもいて手狭になっていて、住宅を建てたいということで候補地を探していましたが、自分の出身地であることと将来の親の介護や津波などを考えて、今回の場所での申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたが私が議案当事者ですので、退出いたします。この間の進行は、職務代行者の山口委員にお願いしたいと思ひます。</p> <p>(会長 退室)</p>
職務代理者	<p>会長が不在の間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、ご審議願ひしたいと思ひます。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>

職務代理者	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
職務代理者	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 ここで進行を交代します。 (会長 入室)
議長(会長)	21 番お願い致します。
委員	場所は、一本松の商店から左へ 1kmほど行った所です。ちょうど隣に住まわれている方が家の横にあった小さな畑を倉庫にしたいという申請です。同じ敷地内にあるようにしか思っていなかった物件です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 22 番お願い致します。
委員	場所は広見のコミュニティセンター付近の割と広い田んぼの中になります。最近、この辺一帯が住宅に建ちかわっていて、隣接にも住宅が建っています。農道の端の割と条件の良いところです。譲受人は西海の出身の方ですが、勤務地が一本松なので、その関係で場所を選定されたのだと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>23 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は満倉の農免道路をあがり、ライスセンターの 3・400m手前の場所です。譲渡人と譲受人の関係は義理の親子です。譲受人は、石材業を営んでいて資材置き場と進入路としての今回の申請となっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 12 番、船越、地目・面積は畑・402 m²でございます。場所は、船越小学校から西へ 150mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 13 番、福浦の 5 筆、地目・面積は畑・1995 m²でございます。場所は、福浦公民館から南東へ 600mほど離れたあたりになります。</p>

	<p>受付番号 14 番、福浦の 2 筆、地目・面積は畑・676 m²でございます。場所は、福浦公民館から南東へ 700mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 3 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>周辺の農地は？</p>
事務局	<p>基本的には、山林です。現況は山林化されております。</p>
委員	<p>こちらの集落は、猿とかの対策は？</p>
事務局	<p>西海に大きく鳥獣害対策はしていないが、個人の畑で、自分たちで囲っています。集団ではやっていません。</p>
委員	<p>農地を抜くという目的は？</p>
事務局	<p>一件の方は、こちらにおられませんので、山林として親族に売買したいと。あとは、荒れて山林化しているということで、現況が山林なので山林にしたいということです。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>

事務局	<p>次に、議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 120 番は再設定で、僧都の 6 筆、地目・面積は田・5,196 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 121 番は再設定で、増田の 7 筆、地目・面積は田・4,315 m²、畑・1,911 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 122 番は再設定で、増田の 3 筆、地目・面積は田・4,260 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 123 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・1,120 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 124 番は新規で、御荘長月、地目・面積は田・2,325 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 125 番は新規で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・2,428 m²、畑・1,304 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 126 番は新規で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・4,035 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 127 番は新規で、広見、地目・面積は田・656 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 128 番は新規で、広見の 7 筆、地目・面積は田・3,975 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 129 番は新規で、緑甲、地目・面積は田・1,237 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年の内、水稲裏作の期間であります 9 月 1 日から 4 月 30 日までの利用でございます。</p> <p>受付番号 130 番は新規で、緑乙の 8 筆、地目・面積は田・5,151.11 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年の内、水稲裏作の期間であります 9 月 1 日から 4 月 30 日までの利用でございます。</p> <p>受付番号 131 番は新規で、緑乙、地目・面積は田・1,228 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 132 番は新規で、上大道、地目・面積は畑・2,364 m²の内 1,850 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 133 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は畑・7,713 m²、賃貸借</p>
-----	--

	<p>で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 134 番は再設定で、緑甲の 4 筆、地目・面積は田・2,351 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 135 番は再設定で、緑甲の 5 筆、地目・面積は田・4,170 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 136 番は再設定で、緑甲、地目・面積は田・1,131 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 137 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・619 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 18 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、137 番は孝野委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(孝野委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>137 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>(孝野委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人